

世田谷区公式観光情報サイト バナー広告募集要項

公益財団法人世田谷区産業振興公社が運営する世田谷区公式観光情報サイト「あなたの知らない世田谷」にて、以下の通りバナー広告を募集いたします。PR等にぜひご活用ください。

1. 掲載場所 Web サイトトップページ下（ランダム表示機能はありません）
2. 掲載期間 年度ごと（1ヶ月単位で、最長12カ月までお申し込みいただけます。）
3. 掲載料金

	会員の方	一般の方
月額	10,000円	20,000円

※世田谷まちなか観光交流協会会員の方

4. 掲載枠数 12枠（空き状況等はお問い合わせください）
5. 広告の規格
 - 大きさ：縦80ピクセル、横306、67ピクセル
 - 容量：100～150KB
 - 画像形式：JPG形式（GIF形式は不可）
6. お申し込み方法
 - 別紙「広告掲載申込書」に必要事項をご記入のうえ、公益財団法人世田谷区産業振興公社までご提出ください。
 - 確認後、ご掲載いただけます場合は、「広告掲載承認書」を発行いたしますので、掲載のご準備をお願いいたします。なお、お申込みから掲載開始まで概ね1ヶ月程度かかります。
7. 掲載料のお支払いについて
 - ホームページ掲載後、掲載料金をご請求させていただきます。お手数ですが、期日までにお支払いをお願いいたします。
8. その他
 - 掲載期間が1ヶ月に満たない場合でも、掲載は可能です。ただし、日割り計算による掲載料金の返金はいたしません。
 - お申し出により掲載を取り下げた場合も、日割り計算による掲載料金の返金はいたしません。ただし、掲載予定期間が月単位で残っている場合は、該当期間分の掲載料金を返金いたします。なお、返金に伴う諸費用は事業

者様にご負担いただきますので、ご了承願います。

9. 掲載できない広告

次のいずれかに該当する広告は、掲載できません。(バナーからリンクする先のサイトの内容も含まれます。)

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの等その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 広告媒体に掲載する広告として適当でないと理事長が認めるもの

◆◆◆ご参考◆◆◆

世田谷区公式観光情報 Web サイト (月平均) ※令和7年度実績

アクセス数 : 約70,000件

ユーザー数 : 約17,000人

エンゲージメント率 : 約77%